

「地域力再生機構(仮称)」研究会 最終報告

概要

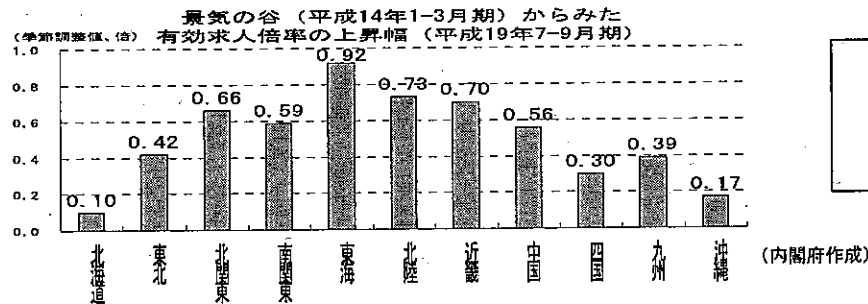
平成19年12月

内閣府

1. 地域力再生機構（仮称）創設の意義

○日本経済の重要課題は、地域経済の建て直し

◆ 近年の地域経済の状況は、地域ごとにばらつきがある。



◎金融機関の不良債権比率（平成19年3月期末）

- ・地域金融機関： 4.0%
- ・主要行： 1.5%

◆ 第3セクターの中には経営悪化しているものも多く、緊急に取り組む必要がある。

○第3セクターの約40%（約3,000法人）が赤字、約5%（430法人）が債務超過（平成18年3月末）。全体の対外債務総額は約13兆円（総務省調べ（地方三公社を含む））。

○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月公布）→3セクの債務も含めた「将来負担比率」の算出・公表

○地域経済建て直しには、地域経済を支える中規模企業や3セクの事業再生・活性化が急務

・これらの事業再生・活性化は民間セクターが主役となるが、民間だけでは十分に取組めない状況がある（国や地方公共団体等との調整が必要、事業・財務の再構築における利害関係者間の調整が難航など）。

・このため、地域経済建て直しの先導的な役割を果たすため、国、金融機関、地方公共団体等が連携して、中規模企業や3セクについて、人材・資金・事業構築の一体的な再生・活性化を期限を切って取り組むことが重要。

「地域力再生機構」を創設する意義は大きい

- ◆ 地域力再生機構は、地域の中規模企業、3セクの事業再生・活性化のため、①中立・公正な立場で対象企業の資産査定（デュー・デリジェンス、DD）、②事業再生計画の策定支援、③債権者等の利害関係者の調整、④資金・人材面の支援等を行う。

2. 地域力再生機構（仮称）が重視すべき点

基本的な考え方ー 産業再生機構のノウハウを継承しつつ、地域の特性と民間活力を活かす

◆ 重視すべき7つの点

1. 地域経済の再生の先導的な成功事例の創出を目指す
2. 画一的対応でなく、地域特性や事業者の状況に応じた手法を展開する
3. 地域の境界を越えた、全国的なレベルでの取組を展開する
4. 民間活力の活用を重視しつつ、他施策との役割分担により、新たな選択肢として機能する
5. 地域金融機関や地方公共団体、地域産業界、国等との連携・協働を確保する
6. 独立性・中立性の高い組織とする
7. 5年の時限組織として、損失を回避しつつ集中的な事業展開を行い、民間市場の創造・拡大へ結びつける

◆ 産業再生機構では制度上限界のあった「面的再生」への取組

- ・ 地域の中規模企業や3セクの事業再生を実現するためには、当該企業だけでなく、地域の関連企業や公的セクターとの調整、地域資源を活用した一体的取組や地方公共団体との連携等も組み込んだ、面的な広がりを持った再生（面的再生）が必要となるケースがある。

◆ 人材面の支援は、機構の中心的な機能

- ・ 事業再生における経営人材は大都市部に集中しており、地域では圧倒的に不足している。機構によって事業再生に関わる人材が地域に還流する意義は高い。

◆ 機構の人的体制は、できる限りスリムなものとする

- ・ 機構は、外部の専門家を登用するとともに、民間へのアウトソーシングを活用することが適当である。

3. 地域力再生機構（仮称）について

目的

- ・雇用の安定に配慮しつつ、地域経済の総合的な経済力（地域力）の向上を通じて地域経済を建て直し
 - ・当該地域の活性化を通じて地域の信用秩序の基盤強化にも資する
- ⇒ 3セクを含む地域の企業の事業再生支援と、それに関連した面的再生に向けた取組みを行う

支援対象

○支援対象となる企業（地域の「中規模企業」や「3セク」）

- ①雇用、取引関係等において 地域経済社会に大きな影響を有しており、その事業の継続が地域の活性化にとって有益であるが、
- ②債権放棄等の金融支援による事業再生が求められている企業

○具体的な支援基準（産業再生機構と基本的に同様）

- ①支援対象企業の価値の向上（一定の生産性向上と財務健全化）
※3セクについても民間企業と同様に「収益性」の観点から判断するが、地方公共団体等による一定の公的な資金支援が見込まれる場合等においては、そうした点も勘案した上で判断。
- ②支援対象企業の資金調達が可能状況等、機構の支援完了の蓋然性が高いと見込まれること
- ③過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと
- ④買取決定を行う場合の買取価格は適正な時価を上回らないこと
- ⑤労働組合等との話し合い

業務の概要

- 資産査定（デュー・デリジェンス・DD）、事業再生計画策定支援、債権者調整
- 対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り
- 対象事業者の事業再生に向けた支援業務（融資、債務保証、出資及び株式の取得、人材の派遣及び紹介）
- 経営に必要な助言等を行うこと

業務フロー

- ①支援申込み
 - ②支援決定
 - ③買取決定等
 - ④処分決定
- ※情報公開等を行う

4. 機構の組織・体制と国の支援及び関係機関との連携

地域力再生機構の組織・体制

- 主務大臣認可により設立する株式会社
 - 機構の株主(出資者)については、引き続き検討し決定
 - 「地域力再生委員会(仮称)」を設置 (外部有識者を含む意思決定機関。案件に関する重要事項を決定。)
 - 平成20年度に創設し、存続期限は創設後5年以内。
 - * 支援決定の期限: 創設から2年以内
 - * 支援決定から3年以内での業務の終了を目指す。
- ※3セク案件に関しては、地方議会とのスケジュール等の関係から必要最小限の期間(例えば半年)の支援決定の延長を検討。

国の支援

1. 税制上の措置

- ・債権放棄を行う金融機関等や債務者企業に係る税務上の取扱いについて関係方面と調整・確認を行っていく。

2. 政府関係金融機関等の協力

- ・政府関係金融機関、都道府県の信用保証協会等に対して協力規定を法律上に置く。

3. 補助金適正化法の特例的取扱

4. 地域再生、都市再生、中心市街地活性化等の地域活性化施策との有機的な連携

関係機関との連携

1. 地域金融機関

- ・機構の活用によって「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」が策定される場合、債務者区分上のランクアップが認められるように措置

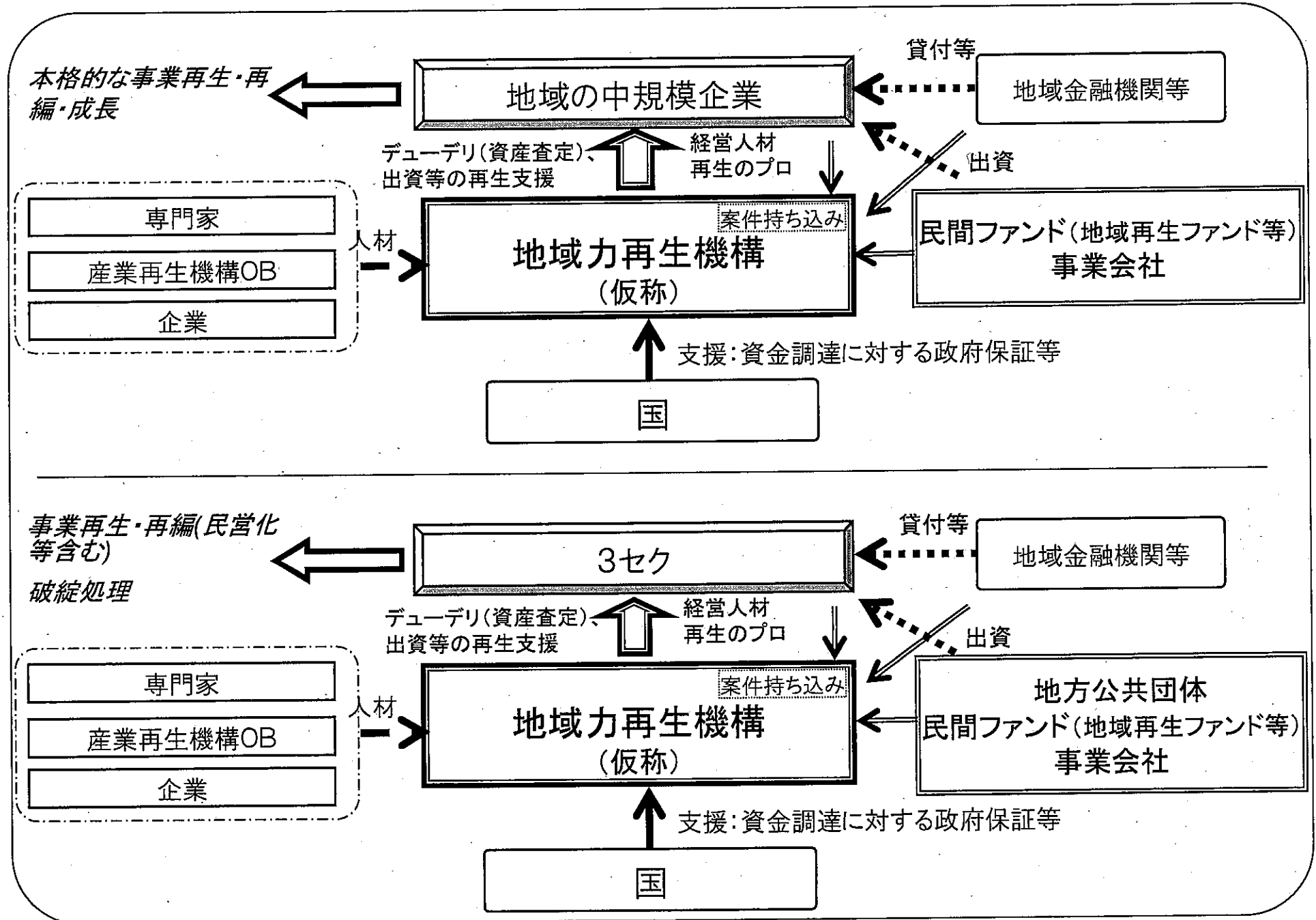
2. 地方公共団体

- ・経営が著しく悪化している3セクの改革に関するガイドラインの策定
 - * 20年度までに「経営検討委員会(仮称)」を設置(地公体は、必要に応じ機構のスタッフの参加を要請)
 - * 21年度までに「改革プラン(仮称)」を策定

3. 中小企業再生支援協議会等

- ・機構は対象を絞った展開であり、機構が行う再生手法は、協議会と異なる。自ずと役割分担が成立。案件を持ち込み合うような連携関係を構築。機構の設置が新たな選択肢が加わることとなるよう機能することが重要。

「地域力再生機構（仮称）」のイメージ（例）



「地域力再生機構（仮称）」研究会 委員一覧（敬称略 五十音順）

	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	大久保幸夫	（株）リクルートワークス研究所所長
	大西正一郎	フロンティア・マネジメント（株）代表取締役
	岡 俊子	アビームM&Aコンサルティング（株）代表取締役社長
	岡島 悦子	（株）プロノバ代表取締役、（株）グロービス フェロー
座長代理	齋藤 弘	山形県知事
	佐藤 雅典	（株）ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役社長
	鈴木 茂	メリルリンチ日本証券（株）上席顧問 北九州市顧問
	瀬戸 英雄	LM法律事務所弁護士
座長	高木新二郎	野村證券（株）顧問
	田作 朋雄	PwCアドバイザー（株）取締役パートナー
	中村 廉平	商工中金組織金融部・審査第一部担当部長兼法務室長
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	藤原 敬三	中小企業再生支援全国本部業務執行責任者
	松嶋 英機	西村あさひ法律事務所代表パートナー弁護士
	松本 順	（株）経営共創基盤取締役マネージングディレクター
	安永 雄彦	（株）島本パートナーズ代表取締役社長
	横山 禎徳	（株）イグレック代表取締役
	吉戒 孝	福岡銀行取締役常務執行役員
	米田 雅子	慶應義塾大学理工学部教授 NPO法人建築技術支援協会常務理事